

農地の売買、贈与、賃貸等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、賃貸には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、賃貸については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
 - ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
 - ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
 - ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が最低経営面積以上であること（最低経営面積要件）
 - ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和条件）
- ※ 農業生産法人とは、農業の事業を中心とすること、農業者が中心となって組織されることなど農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。
- ※ 最低経営面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可できないとするものです。
- ※ なお、農地法で定められている最低経営面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況からみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

御嵩町農業委員会では、町内の最低経営面積を次のように定めています。

地域	下限面積
町内全域	30アール

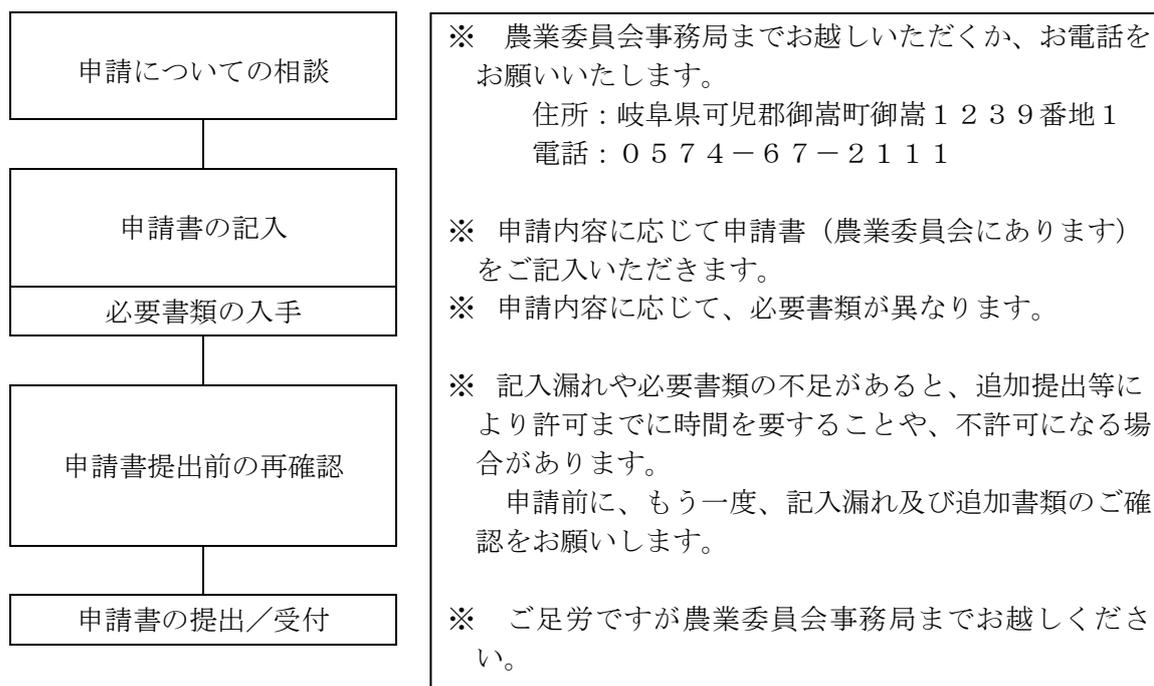
〔最低経営面積設定理由〕

- ① 2010農林業センサスで、管内の農家で30アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を下回っていないため。
- ② 農地法第30条の利用状況調査の結果、管内の耕作放棄地率が低いから。

農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 御嵩町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の処理期間を、「30日」と定め、迅速な許可事務に努めております。
- ・ なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ

